

(通 則)

第1条 防衛省職員生活協同組合(以下「組合」という。)が行う火災共済事業の実施は、組合の定款(昭和38年3月11日制定)、火災共済事業規約(昭和38年3月11日制定)(以下「規約」という。)の定めによるほか、この細則に定めるところによる。

(火災等及び風水害等の事故)

第2条 規約第3条に規定する火災損害の事故は、次の各号に定めるところによる。

(1)火災による損害

火災による共済目的の全部又は一部の焼失(消防又は避難に必要な処分を含む。)若しくは火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害(燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の加熱によって生じた当該機器のみの損害を除く。)。なお、「火災」とは、火が人の意図に反して又は放火により発生し、その火勢が拡大する状態となって消火の必要があり、これを消火するためには、消火施設又はこれと同程度の消火効果のあるものの利用を必要とする燃焼状態をいう。

(2)破裂又は爆発による損害

プロパン、都市ガス等の気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発により共済目的に生じた損害(凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。)

(3)不慮の人為的災害による損害

航空機の墜落若しくは接触、航空機からの物体の落下、航空機の付属品若しくは積載物の落下、航空機からの投下物若しくは発射物、車両の衝突、車両からの積載物の落下、同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れ又は組合が特に認めるものによる損害。ただし、共済目的に損害を与えた物が確認された場合に限る。

(4)落雷による損害

共済目的に直接落雷し、その衝撃のため当該共済目的に生じた破壊損害又は火災損害又は落雷による異常電流の作用で共済目的に生じた損害。なお、「落雷」とは、雲と地上との間で発生する対地放電をいい、落雷地点が共済目的の近傍であることが確認された場合に限る。

2 凍結による水道管、水管又はこれらに類するもの(以下、これらをこの項において「水道管等」という。)の破裂又は爆発は、当該水道管等のみの損害を除き規約第3条に規定する災害損害として取り扱うものとする。ただし、気温が氷点下となる場合に水抜き等の水道管等の破裂又は爆発を防止する適切な処置を講じたにもかかわらず発生した損害に限る。

3 規約第3条に規定する地震損害の事故のうち、地震若しくは噴火又はこれらによる津波(本項においてこれらを「火災原因」という。)による火災は、次の各号に定めるところによる。

(1)火災原因の衝撃による衝撃摩擦火花等を直接の原因とした火災

(2)火災原因発生後の電気配線のショート、漏電又は停電後の再通電を原因とした火災

(3)火災原因発生後のガス、油等の漏出を原因とした火災(破裂、爆発を含む。)

(4)火災原因発生後の物体の衝突又は接触を原因とした火災

(5)火災原因発生後の自然発火を原因とした火災

(6)火災原因発生後の停電により使用できなくなった電気機器又は電気設備の代替手段(ろうそく等)の使用を原因とした火災

(7)共済目的外における前各号に掲げる火災に伴う類焼、消防に必要な処分

(8)その他組合が特に認めた火災

(共済目的等の範囲)

第3条 規約第6条第2項に規定する「動産」には、ベランダ、軒下、屋上、カーポート等屋外又は四方を壁で囲まれていない場所にある動産(屋根付き自転車置場等に置かれ、適切に管理されている自転車を除く。)を含まないものとする。

2 規約第6条第4項第1号の「建物の基礎」とは、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えるための地盤に定着する鉄筋コンクリート造部分をいう。

3 規約第6条第4項第2号に規定する「電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに類する建物の付属設備」のうち、転居の際に移設可能な次の物は動産とみなす。

(1)エアコン

(2)台所用瞬間湯沸器

- (3) アンテナ及び関連部品
- (4) 電灯(シャンデリア)
- (5) 温水洗浄便座

4 規約第6条第4項第3号の「物置、車庫その他の附属建物」とは、延床面積66㎡未満のものとし、構成要件は次のとおりとする。なお、物置、車庫その他の附属建物は、第5条に規定する延床面積に含めない。

- (1) 「物置」とは、動産の収容を目的に、共済契約者等が居住する建物の外壁の外側に造られ、又は同一敷地内に別棟として建てられたもので、セメント等で柱の基礎工事がなされ、四方を壁で囲まれ、屋根は瓦、塩化ビニール製波板、金属板葺き等で覆われているもの(スチール製簡易物置を含む。)
- (2) 「車庫」とは、車両(農機具を除く。)の収容を目的に、共済契約者等が居住する建物の外壁の外側に造られ、又は同一敷地内に別棟として建てられたもので、セメント等で柱の基礎工事がなされ、屋根は瓦、塩化ビニール製波板、金属板葺き等で覆われているもの(カーポートを含む。ただし、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカーその他これらに類する物は含まない。)
- (3) 「その他の附属建物」とは、前2号に該当しない共済契約者等が居住する建物の外壁の外側に造られ、又は同一敷地内に別棟として建てられたもので、現に利用又は使用されているセメント等で柱の基礎工事がなされ、四方を壁で囲まれ、屋根は瓦、塩化ビニール製波板、金属板葺き等で覆われているもの

(人事異動等による空家に係る特例)

第4条 規約第6条第5項に規定する組合の定めるやむを得ない事由及び組合が別に定める期間は、次表に掲げるとおりとし、組合の定めるやむを得ない事由欄の各事由に対応した期間に限り共済目的とする。

組合の定めるやむを得ない事由	組合が別に定める期間
定款第4条に定める職域による人事異動(転勤、派遣、出向、海外勤務等)	転居を伴う人事異動により空家とすることを余儀なくされることとなった当該人事異動の期間
入院、介護施設等への入所等	空家となる日から1年間

2 共済契約者は、前項の組合の定めるやむを得ない事由のいずれかに該当し、居住できなくなった建物及び当該建物に収容されている動産を引き続き共済目的として共済契約の継続を申請する際には、共済契約者又はその親族等が当該建物の維持管理のための見回りを月1回以上行う旨を約した申立書を組合に提出しなければならない。

(共済契約口数の限度等)

第5条 規約第8条及び第17条に規定する建物を対象に共済契約を締結する場合の延床面積に対する共済契約口数の限度は、別表のとおりとする。

- 2 一組合員が規約第17条において結ぶことができる共済契約件数は、建物及び動産につきそれぞれ2件までとする。
- 3 規約第17条に規定する営内者5口の限度については、営内者が現に居住している隊舎に保有する動産について適用する。
- 4 規約第17条に規定する動産の共済契約口数の最低限度は5口とする。ただし、前項の営内者及び借家人賠償特約を付帯する場合についてはこの限りではない。

(共済契約の申込み)

第6条 規約第19条に定める共済契約の申込みを6月中に行い、組合に当該共済契約を承諾されたときは、その効力は翌事業年度始期から発生する。

2 新たに組合員になった者又は建物の新築、購入、相続により新たに取得した者その他組合が特に認めた者は、前項に定める月以外の月に共済契約の申込みをすることができる。

(共済掛金の取扱い)

第7条 規約第9条第3項に規定する共済契約1口についての共済掛金額は、1月1日から6月30日までの間に効力が発生する共済契約については、1口200円とする。

2 建物について共済契約を契約している者が、新築、購入等をした建物に契約替えする場合の共済掛金の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 契約口数を増加するときには、増加する契約口数とその時期に相当する共済掛金を支払う。
- (2) 契約口数を減じなければならないときは、規約第35条に準じて減少する契約口数に相当する共済掛金を返還する。

3 規約第47条第2項に規定する借家人賠償責任共済契約金額50万円当たりの共済掛金額は、1月1日から6月30日までの間に効力が発生する共済契約については、50万円当たり50円とする。

(共済目的の価額の算定基準)

第8条 規約第8条に規定する共済契約に係る共済目的の再取得価額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建物

延床面積に標準建築費を乗じて得た額

ただし、標準建築費は、木造等にあつては3.3㎡当たり50万円、耐火造にあつては3.3㎡当たり60万円とする。

(2) 動産

動産に対する契約口数に、50万円を乗じて得た額

(建物の構造)

第9条 前条第1号に規定する建物の構造は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 木造等

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令(平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する構造物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致する若しくは承認を得た省令準耐火建物、建築基準法(昭和25年法律201号)第2条第9号の3に定める準耐火建築物、軽量鉄骨造の建物、その他次号に該当しない建物又は次号に該当すると確認できない建物。

(2) 耐火造

次に掲げるいずれかの建物

ア コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造若しくは石造の共同住宅又は建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物の共同住宅

イ アに該当しない建物であつて、コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、土蔵造若しくは鉄骨造(軽量鉄骨造を除く。)のもの又は建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物

(災害共済金の支払)

第10条 組合は、規約第11条の災害共済金の支払に当たっては、1回の風水害等(72時間以内に発生した複数の風水害等を含む。ただし、72時間以内に発生した複数の風水害等であっても、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない。)でなく、複数回の風水害等による共済目的の損害であっても、先の風水害等の損害を修復又は修繕しないうちに再び損害が生じた場合は1つの共済事故とみなす。

2 風水害等により共済目的である建物に損害が生じ、併せてそれによる浸水の損害が生じた場合の共済金は、建物の損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率に基づいて支払うものとする。

(地震共済金の支払)

第11条 組合は、規約第12条の地震共済金の支払に当たっては、1回の地震等(72時間以内に発生した複数の地震等を含む。ただし、72時間以内に発生した複数の地震等であっても、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない。)でなく、複数回の地震等による共済目的の損害であっても、先の地震等の損害を修復又は修繕しないうちに再び損害が生じた場合は1つの共済事故とみなす。

2 地震等により共済目的である建物に損害が生じ、併せてそれによる浸水の損害が生じた場合の共済金は、建物の損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率に基づいて支払うものとする。

3 72時間以内に発生した複数回の風水害等及び地震等(いずれの災害も被災地域が全く重複しない場合は除く。)でなく、複数回の風水害等及び地震等による共済目的の損害であっても、先の風水害等及び地震等の損害を修復又は修繕しないうちに再び損害が生じた場合は1つの風水害等による共済事故とみなし、第10条の規定を準用する。この場合において第10条中「風水害等」とあるのは「風水害等及び地震等」と読み替えるものとする。

(床上浸水等の対象)

第12条 規約第11条第1項第1号及び規約第12条第1項第1号に規定する床上浸水とは、浸水が建物の居住用部分の地上1階の床面(畳敷、板張等のものをいい、土間、たたきその他これらに類するものを除く。)を超える場合をいう。

2 風水害等又は地震等により床下浸水に遭った場合であっても建物に損害が生じないときは、共済金を支払わないものとする。

(共済金の請求の提出書類)

第13条 規約第37条第2項(借家人賠償責任共済金の支払に係る準用を含む。)に基づき共済金の請求をする場合は、次の表に掲げる書類を組合に提出するものとする。

共済金	提出書類
火災共済金 災害共済金 地震共済金	ア 組合所定の請求書 イ 罹災状況通知書及び損害状況実態調査書 ウ 損害復旧見積書又はその写し エ 動産損害内訳書 オ 事故現場の写真 カ 事故現場の見取図・平面図・配置図等 キ 関係官署の罹災証明書又はその写し ク 他の保険契約又は共済契約がある場合には、その保険証書等の写し ケ 代理請求の場合、代理請求申請書 コ 委任状(共済目的の所有者と共済金請求者が異なる場合) サ その他組合が定めるもの
借家人賠償責任共済金	ア 組合所定の請求書 イ 罹災状況通知書及び損害状況実態調査書 ウ 損害復旧見積書又はその写し エ 事故現場の写真 オ 事故現場の見取図・平面図・配置図等 カ 関係官署の罹災証明書又はその写し キ 賃貸借契約書の写し ク マンション管理規約の写し ケ 損害賠償に関する承諾書 コ 示談書又は賠償責任事故解決通知書(領収書、振込票等を添付) サ 共済契約者と賃借人の続柄が確認できる住民票 シ 他の保険契約又は共済契約がある場合には、その保険証書等の写し ス その他組合が定めるもの

(借家人賠償責任共済契約金額の最低限度)

第14条 規約第46条に規定する借家人賠償責任共済契約金額の最低限度は500万円とする。

(借家人賠償責任共済金の額)

第15条 規約第46条第2項第1号に規定する損害賠償金のうち、借用戶室自体の損害に対する損害賠償金を算出するに当たっては、時価額(借用戶室と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいう。)によって算出する。

(借家人賠償責任共済金の支払)

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、共済契約者に借家人賠償責任共済金を支払ったものとみなす。

(1) 共済契約者の指図により、組合から直接、規約第50条の損害賠償請求貸主に支払ったとき

(2) 損害賠償請求貸主が規約第50条第1項に規定する先取特権を行使し、組合から直接、損害賠償請求貸主に支払ったとき

(権利義務承継者)

第17条 規約第57条に規定する相続人の順位は、共済契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 前項の場合において、同順位の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は他の相続人を代表するものとする。

3 組合が承継者に対して共済金の全額を支払った後において、他の者から共済金の全額又は一部の支払の請求がなされても、組合は支払の責に任じないものとする。

(大規模災害等発生時の共済金支払手順及び方法等)

第18条 組合は、大規模災害等(首都直下地震、南海トラフ地震及びこれらと同程度の自然災害等をいう。以下同じ。)に起因する共済金の支払請求があった場合は、規約第44条の規定にしたがって処理することとする。1回の大規模災害等で支払うべき共済金の総支払限度額は、平成27年度総代会の議決に基づき50億円とする。

2 その他必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(インターネット特則にかかる基準および手続等)

第19条 規約第63条第2項にいう「細則で定める基準」とは、インターネット及び使用するパソコンその他の利用環境に関して設定する基準をいう。

2 組合は、規約第68条に基づき、電磁的方法実施のための本人確認、手続利用にあたっての取り決めその他の手続に関する事項を別に定めるものとする。

附 則 (令和6年11月25日)

1 この細則は、令和6年11月25日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

2 改正前の共済事故で、この細則の適用前の日に対応するものにかかる共済金の請求(支払)については、なお従前の例による。

3 改正前の契約にかかる事項で、この細則の適用前の日に対応する無効、解約、解除、取り消し又は掛金返還等については、なお従前の例による。

別表 (略)